

2014年10月8日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第352号）

国務院、 自由貿易試験区の外資規制緩和で 行政法規・部門規定の一部停止を決定

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国務院は、2014年9月4日付で『中国（上海）自由貿易試験区における関連行政法規および国務院の批准を経た部門規則が規定する参入特別管理措置の一時的な調整実施に関する決定』（国発[2014]38号、以下『38号決定』という）を公布しました。上海市人民政府は2014年6月30日付で公布した『中国（上海）自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2014年改定）』（上海市人民政府公告2014年第1号、以下『ネガティブリスト』という）¹の新たな規制緩和・市場開放措置を追認。中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）において執行を一時的に停止する国務院の行政法規、国務院各部門の規定を列挙しています。

□ 新たな開放措置に法的裏付け

『ネガティブリスト（[负面清单](#)）』とは、上海自由貿易区において外商投資の参入を制限・禁止する業種のリストです。上海自由貿易区では、外商投資のプロジェクトや企業設立に関する認可・批准手続を原則不要とする規制緩和措置が実施されており、届出手続のみで外商投資企業を設立できるようになっていますが、ネガティブリスト掲載業種については参入が禁止されるか、参入に一定の制限・条件が課されます。

2014年版『ネガティブリスト』は、項目数を2013年版の190から139へと圧縮し、外商投資に対する規制緩和・市場開放をさらに進めています。『38号決定』は、2014年版の『ネガティブリスト』で削除・整理された項目のうち、実質的な外資規制緩和・市場開放に当たる項目に関連する制限規定の執行を上海自由貿易区において停止させるものです。これにより、2014年版『ネガティブリスト』の開放措置が法的な裏付けを得た形となります。

¹ 2014年版『ネガティブリスト』については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第335号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.335.pdf

『38号決定』が追認した外資規制緩和・市場開放措置は、図表のとおりです。

【図表】上海自由貿易区における新たな規制緩和・市場開放措置

<p>外商独資による 参入の解禁</p> <p>〔従来は合弁・ 合作に限定〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国際海運貨物積降、国際海運コンテナステーション・ヤード業務 ✓ 塩の卸売（サービス範囲は上海自由貿易区限定）〔従来は実質参入不可〕 ✓ 原油採掘率の向上（工事サービス形式）、関連新技術の開発・応用 ✓ 物理探査、ボーリング、油井検層、油井記録、坑内作業等の石油探査開発の新技術の開発・応用 ✓ 主に国外の木材資源を利用する化学パルプ（生産ライン1本の年産が30万t以上）とケミサーモメカニカルパルプ（生産ライン1本の年産が10万t以上）、同時建設の高級紙・ボール紙の生産 ✓ ホイール式・キャタピラ式クレーン（400t以上）の製造 ✓ 自動車の電子バスネットワーク技術、電動パワーステアリングシステム電子制御器の製造・研究開発 ✓ 高速鉄道・鉄道旅客運輸専用線・都市間鉄道に付属する乗客サービス施設・設備の研究開発・設計・製造、高速鉄道・鉄道旅客運輸専用線・都市間鉄道に関連する線路・橋梁設備の研究開発・設計・製造、電化鉄道設備・器材の製造、鉄道旅客車両汚物排出設備の製造 ✓ 豪華客船、プレジャーボートの設計 ✓ 船舶船室機械の設計 ✓ 航空エンジン部品の設計・製造・整備 ✓ オートバイ（排気量≤250ml）の生産 ✓ 大排気量（排気量>250ml）オートバイの主要部品（オートバイ電子制御燃料噴射技術）の製造 ✓ EUのRoHS指令に合致する電気接触材料、鉛・カドミウムフリーの溶接材料の製造 ✓ 地方鉄道とその橋梁、トンネル、フェリー、ステーション施設の建設・経営 ✓ 鉄道貨物運輸業務 ✓ 航空運輸販売代理業務 ✓ 撮影サービス（空中撮影等の特殊技術撮影サービスを除く）
<p>中外合弁・合作による 参入の解禁・緩和</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公共国際船舶代理業務の外資比率上限を51%まで緩和〔従来は49%〕 ✓ 中国伝統工芸の緑茶加工（中国側持分支配）〔従来は禁止〕
<p>外商投資産業指導 目録における制限 類分類の取消</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸出入商品認証会社に対する制限とその投資家に対する要求 ✓ 各種一般レベル（P0）のベアリングと部品（ボール、リテーナー）、半製品の製造 ✓ 油圧式掘削機（15t級未満）、ホイールローダー（3t級未満）の製造 ✓ 一般ポリエステル長繊維・短繊維設備の製造 ✓ 植物油・砂糖・化学肥料の卸売・小売・配送、穀物・綿花の小売・配送〔独資可〕 ✓ 不動産仲介・ブローカー会社に対する制限 ✓ 通信販売、一般商品のオンライン販売に対する制限

（『38号決定』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

これとは別に、上海市人民政府弁公庁は2014年9月17日付で『市財政局が制定した「香港特別行政区およびマカオ特別行政区の会計専門士による中国（上海）自由貿易試験区の会計士事務所パートナー担当に係る試行弁法」の転送に関する通達』（滬府弁發[2014]43号）を公布。一定の条件を満たす香港・マカオの会計士が上海自由貿易区で会計士事務所のパートナーとなることを認める規制緩和も行っています。

*

『38号決定』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および10ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

国务院

国発[2014]38号

中国（上海）自由貿易試験区における関連行政法規および国务院の批准を経た部門規則が規定する参入特別管理措置の一時的な調整実施に関する決定

各省・自治区・直轄市人民政府、国务院各部・委員会、各直属機構：

中国（上海）自由貿易試験区でのさらなる開放拡大の必要に適應するため、国务院は試験区内で『中華人民共和国国際海運条例』、『中華人民共和国認証認可条例』、『塩業管理条例』および『外商投資産業指導目録』、『自動車産業発展政策』、『外商投資民用航空業規定』が規定する関連資質要求、持分比率制限、經營範圍等の参入特別管理措置を一時的に調整実施することを決定した（目録を添付）。

国务院の関連部門、上海市人民政府は、上述の調整に基づき、遅滞なく当該部門、当市が制定した規則および規範性文書に対して相応の調整を行い、さらなる開放拡大と適應する管理制度を構築しなければならない。

国务院は、試験区の改革開放措置の実施状況に基づき、適宜、本決定の内容に対して調整を行う。

付属文書：国务院による中国（上海）自由貿易試験区における関連行政法規および国务院の批准を経た部門規則が規定する参入特別管理措置の一時的な調整実施に関する決定の目録

国务院

2014年9月4日

付属文書

国务院による中国（上海）自由貿易試験区における関連行政法規および国务院の批准を経た部門規則が規定する参入特別管理措置の一時的な調整実施に関する決定の目録

番号	参入特別管理措置	調整実施状況
1	『中華人民共和国国際海運条例』 第29条第1項：国务院交通主管部門の批准を経て、外商は関連法律、行政法規および国家のその他の関連規定に基づき、中外合併經營企業もしくは中外合作經營企業を投資・設立し、国際船舶運輸、国際船舶代理、国際船舶管理、国際海運貨物積降、国際海運貨物倉庫、国際海運コンテナステーション・ヤード業務を經營することができ、合わせて外資企業を投資・設立し国際海運貨物倉庫業務を經營することができる。	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資形式で国際海運貨物積降、国際海運コンテナステーション・ヤード業務に従事することを許可する

2	<p>『中華人民共和国国際海運条例』 第 29 条第 2 項、第 3 項： 国際船舶運輸、国際船舶代理業務を經營する中外合弁經營企業について、企業における外商の出資比率は 49%を超えてはならない。</p> <p>国際船舶運輸、国際船舶代理業務を經營する中外合作經營企業について、企業における外商の出資比率は前項の規定を参照適用する。</p> <p>『外商投資産業指導目録』外商投資制限産業目録 六、卸売および小売業 5. 船舶代理（中国側持分支配）、国際船舶貨物検数（合弁、合作に限る）</p>	<p>関連内容の実施を一時的に停止し、外商が合弁、合作形式で従事する公共国際船舶代理業務について、外国側持分比率は 51%まで緩和する</p>
3	<p>『中華人民共和国認証認可条例』 第 11 条第 1 項：外商投資の認証機構の設立は、本条例第 10 条が規定する条件に合致していなければならないほか、以下の条件にも合致していなければならない。</p> <p>(1) 外国側投資家とその所在国家もしくは地域の認可機構の認可を取得していること、</p> <p>(2) 外国側投資家が 3 年以上の認証活動従事の業務経歴を有していること。</p> <p>『外商投資産業指導目録』外商投資制限産業目録 十、科学研究、技術サービスおよび地質探査業 2. 輸出入商品検査、鑑定、認証会社</p>	<p>関連内容の実施を一時的に停止し、外商投資輸出入商品認証会社に対する制限を取り消し、投資側に対する資質要求を取り消す</p>
4	<p>『塩業管理条例』 第 20 条：塩の卸売業務は、各級の塩業会社が統一經營する。塩業会社を設置していない地方は、県級以上の人民政府が授權する単位が統一組織經營する。</p>	<p>関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資形式で塩の卸売に従事することを許可し、サービス範囲は試験区内に限る</p>
5	<p>『外商投資産業指導目録』外商投資奨励産業目録 二、採掘業 4. 原油採掘率の向上および関連新技術の開発・応用（合弁、合作に限る）</p>	<p>関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資形式で原油採掘率の向上（工事サービス形式で）および関連新技術の開発・応用に従事することを許可する</p>
6	<p>『外商投資産業指導目録』外商投資奨励産業目録 二、採掘業 5. 物理探査、ボーリング、油井検層、油井記録、坑内作業等の石油探査開発の新技術の開発と応用（合弁、合作に限る）</p>	<p>関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資形式で物理探査、ボーリング、油井検層、油井記録、坑内作業等の石油探査開発の新技術の開発と応用に従事することを許可する</p>
7	<p>『外商投資産業指導目録』外商投資禁止産業目録 三、製造業 (1) 飲料製造業 1. わが国の伝統工芸の緑茶および特殊茶の加工（銘茶、黒茶等）</p>	<p>関連内容の実施を一時的に停止し、外商が合弁、合作形式（中国側持分支配）で中国伝統工芸の緑茶加工に従事することを許可する</p>
8	<p>『外商投資産業指導目録』外商投資奨励産業目録 三、製造業 (8) 製紙および紙製品業</p>	<p>関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資形式で主に国外の木材資源を利用する生産ライン 1 本の年産が</p>

	<p>1. 主に国外の木材資源を利用する生産ライン 1 本の年産が 30 万 t およびそれ以上の規模の化学パルプ、ならびに生産ライン 1 本の年産が 10 万 t およびそれ以上のケミサーモメカニカルパルプ、ならびに同時に建設される高級紙およびボール紙の生産（合併、合作に限る）</p>	<p>30 万 t およびそれ以上の規模の化学パルプ、ならびに生産ライン 1 本の年産が 10 万 t およびそれ以上のケミサーモメカニカルパルプ、ならびに同時に建設される高級紙およびボール紙の生産に従事することを許可する</p>
9	<p>『外商投資産業指導目録』外商投資奨励産業目録 三、製造業 (17) 一般設備製造業 7. 400 t およびそれ以上のホイール式、キャタピラ式クレーンの製造（合併、合作に限る）</p>	<p>関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資形式で 400 t およびそれ以上のホイール式、キャタピラ式クレーンの製造に従事することを許可する</p>
10	<p>『外商投資産業指導目録』外商投資制限産業目録 三、製造業 (10) 一般設備製造業 1. 各種一般レベル (P0) のベアリングおよび部品（ボール、リテーナー）、半製品の製造</p>	<p>関連内容の実施を一時的に停止し、各種一般レベル (P0) のベアリングおよび部品（ボール、リテーナー）、半製品の製造に対する制限を取り消す</p>
11	<p>『外商投資産業指導目録』外商投資制限産業目録 三、製造業 (11) 専用設備製造業 2. 320 馬力およびそれ以下のブルドーザー、30 t 級およびそれ以下の油圧式掘削機、6 t 級およびそれ以下のホイールローダー、220 馬力およびそれ以下のモーターグレーダー、ロードローラー、フォークリフト、135 t 級およびそれ以下の電機駆動オフロードダンプカー、60 t 級およびそれ以下の油圧機械駆動オフロードダンプカー、アスファルト・コンクリートミキサーと舗装設備ならびに高所作業機械、造園機械および機具、商品コンクリート機械（コンクリートポンプ、ミキサー車、コンクリートミキサー、ポンプ車）の製造</p>	<p>関連内容の実施を一時的に停止し、外商投資の 15 t 級以下（15 t を含まない）の油圧式掘削機、3 t 級以下（3 t を含まない）のホイールローダーの製造に対する制限を取り消す</p>
12	<p>『外商投資産業指導目録』外商投資制限産業目録 三、製造業 (11) 専用設備製造業 1. 一般ポリエステル長繊維・短繊維設備の製造</p>	<p>関連内容の実施を一時的に停止し、外商投資の一般ポリエステル長繊維・短繊維設備の製造に対する制限を取り消す</p>
13	<p>『外商投資産業指導目録』外商投資奨励産業目録 三、製造業 (19) 交通運輸設備製造業 3. 自動車電子装置の製造と研究開発：エンジンおよびシャーシの電子制御システムおよび主要部品、車載電子技術（自動車情報システム及び GPS システム）、自動車電子バスネットワーク技術（合併に限る）、電子制御システムのインプット（センサーおよびサンプリングシステム）・アウトプット（アクチュエーター）部品、電動パワーステアリングシステム電子制御器（合併に限る）、組込式電子集積システム（合併、合作に限る）、電子制御式エアスプリング、電子制御式サスペンションシステム、電子バルブシステム装置、電子コンビネーションメーター、ABS/TCS/ESP システム、ブレーキ・パイ・ワイヤー</p>	<p>関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資形式で自動車電子バスネットワーク技術、電動パワーステアリングシステム電子制御器の製造と研究開発に従事することを許可する</p>

	システム（BBW）、トランスミッション・コントロール・ユニット（TCU）、タイヤ・プレッシャー・モニタリング・システム（TPMS）、車載式故障診断装置（OBD）、エンジン盗難防止システム、自動衝突防止システム、自動車・オートバイ型の試験および整備用検査システム	
14	『外商投資産業指導目録』外商投資奨励産業目録 三、製造業 （19）交通運輸設備製造業 6. 軌道交通運輸設備（合併、合作に限る）：高速鉄道・鉄道旅客運輸専用線・都市間鉄道・幹線鉄道および都市軌道交通の運輸設備の完成車および主要部品（牽引伝動システム、制御システム、ブレーキシステム）の研究開発・設計と製造、高速鉄道・鉄道旅客運輸専用線・都市間鉄道および都市軌道交通の乗客サービス施設および設備の研究開発・設計と製造、情報化建設における関連情報システムの設計と研究開発、高速鉄道・鉄道旅客運輸専用線・都市間鉄道の線路および橋梁設備の研究開発・設計と製造、軌道交通運輸通信信号システムの研究開発・設計と製造、電化鉄道設備および器材の製造、鉄道の騒音および振動制御技術と研究開発、鉄道旅客車両汚物排出設備の製造、鉄道運輸安全モニタリング設備の製造	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資形式で高速鉄道・鉄道旅客運輸専用線・都市間鉄道に付属する乗客サービス施設および設備の研究開発・設計と製造、高速鉄道・鉄道旅客運輸専用線・都市間鉄道と関連する線路および橋梁設備の研究開発・設計と製造、電化鉄道設備および器材の製造、鉄道旅客車両汚物排出設備の製造に投資することを許可する
15	『外商投資産業指導目録』外商投資奨励産業目録 三、製造業 （19）交通運輸設備製造業 18. 豪華客船および深海（3,000m以上）海洋工事装備の設計（合併、合作に限る） 19. プレジャーボートの設計と製造（合併、合作に限る）	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資形式で豪華客船、プレジャーボートの設計に従事することを許可する
16	『外商投資産業指導目録』外商投資奨励産業目録 三、製造業 （19）交通運輸設備製造業 22. 船舶船室機械の設計と製造（中国側相対持分支配）	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資形式で船舶船室機械の設計に従事することを許可する
17	『外商投資産業指導目録』外商投資奨励産業目録 三、製造業 （19）交通運輸設備製造業 13. 航空エンジンおよび部品、航空補助動力システムの設計、製造と整備（合併、合作に限る）	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資形式で航空エンジン部品の設計、製造と整備に従事することを許可する
18	『自動車産業発展政策』 第48条：自動車の完成車、専用自動車、農業用運輸車およびオートバイの中外合併生産企業の中国側持分比率は50%を下回ってはならない。株式上場の自動車完成車、専用自動車、農業用運輸車の株式会社が法人の株式を対外売却するとき、中国側法人の1社が必ず相対持分支配し、かつ外資法人持株の合計を上回っていなければならない。同一の外商は国内で2社以下（2社を含む）の同類（乗用車類、商用車類、オートバイ類）の完成車製品を生産する合併企業を設立することができ、中国側合併パートナーと共同して国内のその他の自動車生産企業	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資形式でオートバイ（排気量≤250ml）の生産に従事することを許可する

	を合併する場合は2社の制限を受けなくてもよい。国外で法人資格を有する企業が別の企業を相対支配している場合、同一外商とみなす。	
19	『外商投資産業指導目録』外商投資奨励産業目録 三、製造業 (19) 交通運輸設備製造業 5. 大排気量（排気量>250ml）のオートバイの主要部品の製造、オートバイ電子制御燃料噴射技術（合弁、合作に限る）、中国オートバイ第3段階汚染物排気標準に達するエンジン排気制御装置	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資形式で大排気量（排気量>250ml）のオートバイの主要部品の製造（オートバイ電子制御燃料噴射技術）に従事することを許可する
20	『外商投資産業指導目録』外商投資奨励産業目録 三、製造業 (20) 電気機械および器材製造業 6. 送電・変電設備製造（合弁、合作に限る）：アモルファス合金変圧器、500kV以上の高圧スイッチ用操作機構、消弧装置、大型円板式碍子（1,000kV、50kA以上）、500kVおよびそれ以上の変圧器用電線引出装置、ブッシング（交流500・750・1,000kV、直流のすべての規格）、電圧レギュレーションスイッチ（交流500・750・1,000kVの有負荷・無負荷電圧レギュレーションスイッチ）、直流送電用乾式平滑リアクトル、±800kVの直流送電用コンバーターバルブ（水冷設備、直流電場設備）、EUのRoHS指令に合致する電気接触材料および鉛・カドミウムフリーの溶接材料	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資形式でEUのRoHS指令に合致する電気接触材料および鉛・カドミウムフリーの溶接材料の製造に従事することを許可する
21	『外商投資産業指導目録』外商投資奨励産業目録 五、交通運輸、倉庫および郵政業 2. 支線鉄道、地方鉄道およびその橋梁、トンネル、フェリーおよびステーション施設の建設、経営（合弁、合作に限る）	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資形式で地方鉄道およびその橋梁、トンネル、フェリーおよびステーション施設の建設、経営に従事することを許可する
22	『外商投資産業指導目録』外商投資制限産業目録 六、卸売および小売業 2. 穀物の買付、穀物・綿花・植物油・砂糖・タバコ・原油・農薬・農業用フィルム・化学肥料の卸売・小売・配送（30軒を超える店舗を設立し、複数の供給者からの異なる種類およびブランドの商品を販売するチェーン店は中国側持分支配）	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資形式で植物油・砂糖・化学肥料の卸売・小売・配送、穀物・綿花の小売・配送に従事することを許可し、店舗数量の制限を取り消す
23	『外商投資産業指導目録』外商投資制限産業目録 六、卸売および小売業 1. 直接販売、通信販売、オンライン販売	関連内容の実施を一時的に停止し、外商投資の通信販売および一般商品のオンライン販売に対する制限を取り消す
24	『外商投資産業指導目録』外商投資制限産業目録 五、交通運輸、倉庫および郵政業 1. 鉄道貨物運輸会社	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資形式で鉄道貨物運輸業務に従事することを許可する
25	『外商投資民用航空業規定』 第4条：外商投資方式は以下を含む。 (1) 合弁、合作経営（以下「合同経営」という）、 (2) 民間航空企業の持分購入で、民間航空企業が国外で発	外商が独資形式で航空運輸販売代理業務に従事することを許可する

	<p>行した株式および国内で発行した上場外資株を含む、 (3) 批准を経たその他の投資方式。 外商が合作経営方式で公共航空運輸に投資および公務飛行、空中遊覧に従事する一般航空会社は、必ず中国法人資格を取得しなければならない。</p>	
26	『外商投資産業指導目録』外商投資制限産業目録 八、不動産業 3. 不動産二級市場取引および不動産仲介業もしくはブローカー会社	関連内容の実施を一時的に停止し、外商による不動産仲介もしくはブローカー会社への投資に対する制限を取り消す
27	『外商投資産業指導目録』外商投資制限産業目録 十、科学研究、技術サービスおよび地質探査業 3. 撮影サービス（空中撮影等の特殊技術撮影サービスを含むが、測量作図航空撮影を含まず、合併に限る）	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資形式で撮影サービス（空中撮影等の特殊技術撮影サービスを含まない）に従事することを許可する

(中国語原文)

国务院
国发〔2014〕38号
关于在中国（上海）自由贸易试验区内暂时调整实施有关行政法规
和经国务院批准的部门规章规定的准入特别管理措施的决定

省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：

为适应在中国（上海）自由贸易试验区进一步扩大开放的需要，国务院决定在试验区内暂时调整实施《中华人民共和国国际海运条例》、《中华人民共和国认证认可条例》、《盐业管理条例》以及《外商投资产业指导目录》、《汽车产业发展政策》、《外商投资民用航空业规定》规定的有关资质要求、股比限制、经营范围等准入特别管理措施（目录附后）。

国务院有关部门、上海市人民政府要根据上述调整，及时对本部门、本市制定的规章和规范性文件作相应调整，建立与进一步扩大开放相适应的管理制度。

国务院将根据试验区改革开放措施的实施情况，适时对本决定的内容进行调整。

附件：国务院决定在中国（上海）自由贸易试验区内暂时调整实施有关行政法规和经国务院批准的部门规章规定的准入特别管理措施目录

国务院

2014年9月4日

附件

国务院决定在中国（上海）自由贸易试验区内暂时调整实施有关行政法规
和经国务院批准的部门规章规定的准入特别管理措施目录

序号	准入特别管理措施	调整实施情况
1	《中华人民共和国国际海运条例》 第二十九条第一款：经国务院交通主管部门批准，外商可以依照有关法律、行政法规以及国家其他有关规定，投资设立中外合资经营企业或者中外合作经营企业，经营国际船舶运输、国际船舶代理、国际船舶管理、国际海运货物装卸、国际海运货物仓储、国际海运集装箱站和堆场业务；并可以投资设立外资企业经营国际海运货物仓储业务。	暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式从事国际海运货物装卸、国际海运集装箱站和堆场业务
2	《中华人民共和国国际海运条例》 第二十九条第二款、第三款：	暂时停止实施相关内容，允许外商以合资、合作形式从事公共国际船

	<p>经营国际船舶运输、国际船舶代理业务的中外合资经营企业，企业中外商的出资比例不得超过 49%。</p> <p>经营国际船舶运输、国际船舶代理业务的中外合作经营企业，企业中外商的投资比例比照适用前款规定。</p> <p>《外商投资产业指导目录》</p> <p>限制外商投资产业目录</p> <p>六、批发和零售业</p> <p>5. 船舶代理（中方控股）、外轮理货（限于合资、合作）</p>	<p>船代理业务，外方持股比例放宽至 51%</p>
3	<p>《中华人民共和国认证认可条例》</p> <p>第十一条第一款：设立外商投资的认证机构除应当符合本条例第十条规定的条件外，还应当符合下列条件：</p> <p>（一） 外方投资者取得其所在国家或者地区认可机构的认可；</p> <p>（二） 外方投资者具有 3 年以上从事认证活动的业务经历。</p> <p>《外商投资产业指导目录》</p> <p>限制外商投资产业目录</p> <p>十、科学研究、技术服务和地质勘查业</p> <p>2. 进出口商品检验、鉴定、认证公司</p>	<p>暂时停止实施相关内容，取消对外商投资进出口商品认证公司的限制，取消对投资方的资质要求</p>
4	<p>《盐业管理条例》</p> <p>第二十条：盐的批发业务，由各级盐业公司统一经营。未设盐业公司的地方，由县级以上人民政府授权的单位统一组织经营。</p>	<p>暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式从事盐的批发，服务范围限于试验区内</p>
5	<p>《外商投资产业指导目录》</p> <p>鼓励外商投资产业目录</p> <p>二、采矿业</p> <p>4. 提高原油采收率及相关新技术的开发应用（限于合资、合作）</p>	<p>暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式从事提高原油采收率（以工程服务形式）及相关新技术的开发应用</p>
6	<p>《外商投资产业指导目录》</p> <p>鼓励外商投资产业目录</p> <p>二、采矿业</p> <p>5. 物探、钻井、测井、录井、井下作业等石油勘探开发新技术的开发与应用（限于合资、合作）</p>	<p>暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式从事物探、钻井、测井、录井、井下作业等石油勘探开发新技术的开发与应用</p>
7	<p>《外商投资产业指导目录》</p> <p>禁止外商投资产业目录</p> <p>三、制造业</p> <p>（一） 饮料制造业</p> <p>1. 我国传统工艺的绿茶及特种茶加工（名茶、黑茶等）</p>	<p>暂时停止实施相关内容，允许外商以合资、合作形式（中方控股）从事中国传统工艺的绿茶加工</p>
8	<p>《外商投资产业指导目录》</p> <p>鼓励外商投资产业目录</p> <p>三、制造业</p> <p>（八） 造纸及纸制品业</p> <p>1. 主要利用境外木材资源的单条生产线年产 30 万吨及以上规模化学木浆和单条生产线年产 10 万吨及以上规模化学机械木浆以及同步建设的高档纸及纸板生产（限于合资、合作）</p>	<p>暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式从事主要利用境外木材资源的单条生产线年产 30 万吨及以上规模化学木浆和单条生产线年产 10 万吨及以上规模化学机械木浆以及同步建设的高档纸及纸板生产</p>
9	<p>《外商投资产业指导目录》</p> <p>鼓励外商投资产业目录</p> <p>三、制造业</p> <p>（十七） 通用设备制造业</p>	<p>暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式从事 400 吨及以上轮式、履带式起重机械制造</p>

	7. 400 吨及以上轮式、履带式起重机械制造（限于合资、合作）	
10	《外商投资产业指导目录》 限制外商投资产业目录 三、制造业 （十）通用设备制造业 1. 各类普通级（P0）轴承及零件（钢球、保持架）、毛坯制造	暂时停止实施相关内容，取消对外商投资各类普通级（P0）轴承及零件（钢球、保持架）、毛坯制造的限制
11	《外商投资产业指导目录》 限制外商投资产业目录 三、制造业 （十一）专用设备制造业 2. 320 马力及以下推土机、30 吨级及以下液压挖掘机、6 吨级及以下轮式装载机、220 马力及以下平地机、压路机、叉车、135 吨级及以下电力传动非公路自卸翻斗车、60 吨级及以下液力机械传动非公路自卸翻斗车、沥青混凝土搅拌与摊铺设备和高空作业机械、园林机械和机具、商品混凝土机械（托泵、搅拌车、搅拌站、泵车）制造	暂时停止实施相关内容，取消对外商投资 15 吨级以下（不含 15 吨）液压挖掘机、3 吨级以下（不含 3 吨）轮式装载机制造的限制
12	《外商投资产业指导目录》 限制外商投资产业目录 三、制造业 （十一）专用设备制造业 1. 一般涤纶长丝、短纤维设备制造	暂时停止实施相关内容，取消对外商投资一般涤纶长丝、短纤维设备制造的限制
13	《外商投资产业指导目录》 鼓励外商投资产业目录 三、制造业 （十九）交通运输设备制造业 3. 汽车电子装置制造与研发：发动机和底盘电子控制系统及关键零部件，车载电子技术（汽车信息系统和导航系统），汽车电子总线网络技术（限于合资），电子控制系统的输入（传感器和采样系统）输出（执行器）部件，电动助力转向系统电子控制器（限于合资），嵌入式电子集成系统（限于合资、合作）、电控式空气弹簧，电子控制式悬挂系统，电子气门系统装置，电子组合仪表，ABS/TCS/ESP 系统，电路制动系统（BBW），变速器电控单元（TCU），轮胎气压监测系统（TPMS），车载故障诊断仪（OBD），发动机防盗系统，自动避撞系统，汽车、摩托车型试验及维修用检测系统	暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式从事汽车电子总线网络技术、电动助力转向系统电子控制器制造与研发
14	《外商投资产业指导目录》 鼓励外商投资产业目录 三、制造业 （十九）交通运输设备制造业 6. 轨道交通运输设备（限于合资、合作）：高速铁路、铁路客运专线、城际铁路、干线铁路及城市轨道交通运输设备的整车和关键零部件（牵引传动系统、控制系统、制动系统）的研发、设计与制造；高速铁路、铁路客运专线、城际铁路及城市轨道交通乘客服务设施和设备的研发、设计与制造，信息化建设中有关信息系统的设计与研发；高速铁路、铁路客运专线、城际铁路的轨道和桥梁设备研发、设计与制造，轨道交通运输通信信号系统的研发、设计与	暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式投资与高速铁路、铁路客运专线、城际铁路配套的乘客服务设施和设备的研发、设计与制造，与高速铁路、铁路客运专线、城际铁路相关的轨道和桥梁设备研发、设计与制造，电气化铁路设备和器材制造、铁路客车排污设备制造

	制造, 电气化铁路设备和器材制造、铁路噪声和振动控制技术与研发、铁路客车排污设备制造、铁路运输安全监测设备制造	
15	《外商投资产业指导目录》 鼓励外商投资产业目录 三、制造业 (十九) 交通运输设备制造业 18. 豪华邮轮及深水(3000米以上)海洋工程装备的设计(限于合资、合作) 24. 游艇的设计与制造(限于合资、合作)	暂时停止实施相关内容, 允许外商以独资形式从事豪华邮轮、游艇的设计
16	《外商投资产业指导目录》 鼓励外商投资产业目录 三、制造业 (十九) 交通运输设备制造业 22. 船舶舱室机械的设计与制造(中方相对控股)	暂时停止实施相关内容, 允许外商以独资形式从事船舶舱室机械的设计
17	《外商投资产业指导目录》 鼓励外商投资产业目录 三、制造业 (十九) 交通运输设备制造业 13. 航空发动机及零部件、航空辅助动力系统设计与制造与维修(限于合资、合作)	暂时停止实施相关内容, 允许外商以独资形式从事航空发动机零部件的设计、制造与维修
18	《汽车产业发展政策》 第四十八条: 汽车整车、专用汽车、农用运输车和摩托车中外合资生产企业的中方股份比例不得低于50%。股票上市的汽车整车、专用汽车、农用运输车和摩托车股份公司对外出售法人股份时, 中方法人之一必须相对控股且大于外资法人股之和。同一家外商可在国内建立两家(含两家)以下生产同类(乘用车类、商用车类、摩托车类)整车产品的合资企业, 如与中方合资伙伴联合兼并国内其它汽车生产企业可不受两家的限制。境外具有法人资格的企业相对控股另一家企业, 则视为同一家外商。	暂时停止实施相关内容, 允许外商以独资形式从事摩托车(排量 $\leq 250\text{ml}$)生产
19	《外商投资产业指导目录》 鼓励外商投资产业目录 三、制造业 (十九) 交通运输设备制造业 5. 大排量(排量 $> 250\text{ml}$)摩托车关键零部件制造: 摩托车电控燃油喷射技术(限于合资、合作)、达到中国摩托车III阶段污染物排放标准的发动机排放控制装置	暂时停止实施相关内容, 允许外商以独资形式从事大排量(排量 $> 250\text{ml}$)摩托车关键零部件制造: 摩托车电控燃油喷射技术
20	《外商投资产业指导目录》 鼓励外商投资产业目录 三、制造业 (二十) 电气机械及器材制造业 6. 输变电设备制造(限于合资、合作): 非晶态合金变压器、500千伏及以上高压开关用操作机构、灭弧装置、大型盆式绝缘子(1000千伏、50千安以上), 500千伏及以上变压器用出线装置、套管(交流500、750、1000千伏, 直流所有规格)、调压开关(交流500、750、1000千伏有载、无载调压开关), 直流输电用干式	暂时停止实施相关内容, 允许外商以独资形式从事符合欧盟RoHS指令的电器触头材料及无Pb、Cd的焊料制造

	平波电抗器，±800 千伏直流输电用换流阀（水冷设备、直流场设备），符合欧盟 RoHS 指令的电器触头材料及无 Pb、Cd 的焊料	
21	《外商投资产业指导目录》 鼓励外商投资产业目录 五、交通运输、仓储和邮政业 2. 支线铁路、地方铁路及其桥梁、隧道、轮渡和站场设施的建设、经营（限于合资、合作）	暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式从事地方铁路及其桥梁、隧道、轮渡和站场设施的建设、经营
22	《外商投资产业指导目录》 限制外商投资产业目录 六、批发和零售业 2. 粮食收购，粮食、棉花、植物油、食糖、烟草、原油、农药、农膜、化肥的批发、零售、配送（设立超过 30 家分店、销售来自多个供应商的不同种类和品牌商品的连锁店由中方控股）	暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式从事植物油、食糖、化肥的批发、零售、配送，粮食、棉花的零售、配送，取消门店数量限制
23	《外商投资产业指导目录》 限制外商投资产业目录 六、批发和零售业 1. 直销、邮购、网上销售	暂时停止实施相关内容，取消对外商投资邮购和一般商品网上销售的限制
24	《外商投资产业指导目录》 限制外商投资产业目录 五、交通运输、仓储和邮政业 1. 铁路货物运输公司	暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式从事铁路货物运输业务
25	《外商投资民用航空业规定》 第四条：外商投资方式包括： （一）合资、合作经营（简称“合营”）； （二）购买民航企业的股份，包括民航企业在境外发行的股票以及在境内发行的上市外资股； （三）其他经批准的投资方式。 外商以合作经营方式投资公共航空运输和从事公务飞行、空中游览的通用航空企业，必须取得中国法人资格。	允许外商以独资形式从事航空运输销售代理业务
26	《外商投资产业指导目录》 限制外商投资产业目录 八、房地产业 3. 房地产二级市场交易及房地产中介或经纪公司	暂时停止实施相关内容，取消对外商投资房地产中介或经纪公司的限制
27	《外商投资产业指导目录》 限制外商投资产业目录 十、科学研究、技术服务和地质勘查业 3. 摄影服务（含空中摄影等特技摄影服务，但不包括测绘航空摄影，限于合资）	暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式从事摄影服务（不含空中摄影等特技摄影服务）